

神奈川県合同輸血療法委員会要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「神奈川県合同輸血療法委員会」と称する。

(構成)

第2条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 神奈川県内医療機関の輸血療法委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者等
- (2) 神奈川県赤十字血液センター職員
- (3) 地方自治体の血液行政担当者
- (4) その他必要と認められる者

(役員)

第3条 本会役員として、神奈川県合同輸血療法委員会委員長（代表世話人）、世話人及びアドバイザーを置く。

2 世話人は、主として次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県内主要医療機関の輸血療法委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者
- (2) 神奈川県赤十字血液センター所長及び担当職員
- (3) その他必要と認められる者

3 代表世話人は、世話人の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。

4 アドバイザーは、本会運営に必要な助言を得るため、世話人の推薦により定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、神奈川県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すものとする。なお、目的達成のための詳細については、実施要領として別途定める。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 世話人会の開催
- (2) 神奈川県合同輸血療法委員会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 運営等

(運営)

第6条 本会の運営は、世話人会により決定する。

(会の開催)

第7条 世話人会は、年2回以上開催し、下部組織に各小委員会を設置する。

第8条 神奈川県合同輸血療法委員会は、年1回以上開催する。

第9条 代表世話人は、第2条に定める者のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、神奈川県赤十字血液センター学術情報・供給課に事務局を置く。

(その他)

第11条 本要綱に定めるものの変更等については、世話人会において協議し定める。

2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は世話人会において協議し、別に定める。

附 則 この要綱は、平成17年5月11日から施行する。

改 定 平成19年4月1日（改定箇所：第10条 医薬情報課に事務局を置く → 学術課）

改 定 平成25年4月1日（改定箇所：第2条(2)、第3条2(2) 県内赤十字 → 県赤十字）

改 定 平成26年4月1日（改定箇所：第3条 顧問→アドバイザー）

改 定 平成28年4月1日（改定箇所：第7条 小委員会の設置）

改 定 平成31年4月1日（改定箇所：第10条 学術課に事務局を置く → 学術情報・供給課）

改 定 令和5年7月1日（改定箇所：第3条 代表世話人→神奈川県合同輸血療法委員会委員長（代表世話人））